

青森県報

第四百四十七号

令和四年
四月十三日
(水曜日)

目次

告 示

○特定行為業務の登録.....(障害福祉課) 一

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(環境保全課) 一

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可.....(三八地域
県民局) 二

○右 同.....(上北地域
県民局) 二

○右 同.....(同) 二

教育委員会

○県文化財の指定.....(文
化課) 二

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー

ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正.....(事
務局) 三

労働委員会

○あっせん員候補者の氏名等.....(事
務局) 三

正 誤

告 示

青森県告示第二百五十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇〇〇三六
登録年月日	令和四・四・五
氏名又は名称	青森県
住所	青森市長 島一丁目一
事業名称	青森県立 青森第一 高等学校 高等養護 学校
所在地	青森市大 字西田字 浜田三六 八
業務開始年月日	令和四・四・七
備考	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

○令和四年四月一日号外第四十一号訓令中.....(労働委員会) 四
(事務局)

令和四年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境エンジニアリング株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

六千四百九十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、島守土地改良区の定款の変更を令和四年四月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年四月十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を令和四年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年四月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を令和四年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年四月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

令和四年四月十三日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者

二 県無形民俗文化財に指定するもの

県重宝	五林神社	一基	北津軽郡中里町中里字亀山 七八一	五林神社氏子総代長
県重宝	乳井神社 五輪塔	一基	弘前市大字乳井字外ノ沢六	宗教法人乳井神社
県重宝	浜尻屋貝 塚出土骨 角器類	八七点	下北郡東通村大字田屋字家 ノ上二九の二	東通村

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	津軽の七日堂祭	弘前市大字百沢 岩木山神社 弘前市大字鬼沢 鬼神社 平川市猿賀 猿賀神社	岩木山神社百沢町会氏子 鬼神社氏子総代 猿賀神社猿賀町会氏子

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年四月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一の表中

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和四年四月十三日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

医療法人雄心会青森新都市病院	〃 石江三丁目一
独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一
弘前大学医学部附属病院	〃 大字本町五三
弘前市立病院	〃 大字大町三丁目八の一
医療法人雄心会青森新都市病院	〃 石江三丁目一
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三
弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	〃 大字扇町一丁目二の一
弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	〃 大字扇町一丁目二の一
独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	〃 大字富野町一

に改める。

を

に、

を

